

平成23年度東京都予算における主な障害者就業・就労支援施策の拡充

【1】産業労働局

- 1 **チャレンジ雇用の推進** (10百万円)
知的障害者、精神障害者の雇用機会拡大を図るため、都庁におけるチャレンジ雇用（臨時職員雇用）を推進する。
 - ・雇用期間 6ヶ月
 - ・雇用人数 1期間2名を2回実施で合計4名雇用（都庁全体で32名）
- 2 **中小企業障害者雇用支援助成事業の推進** (89百万円)
国の特定求職者雇用開発助成金（以下「特開金」という。）の対象となる障害者を雇用し、特開金の支給満了後も引き続き雇用する中小企業に対し、都が独自に賃金助成を行う。
 - ・支援対象となる特開金の支給満了期限：平成25年3月30日
- 3 **オーダーメイド型障害者雇用サポート事業【新規(3年間の時限事業)】** (16百万円)
地域の使用者団体や就労支援機関等からなる協議会を設け、障害者を雇用したことのない中小企業等に対し、モデル事業として個別事情に応じた障害者雇用への取組をサポートし、地域における中小企業の障害者雇用促進を図る。
東京都は、障害者就労支援の経験者を支援員とし、各チャレンジ企業のニーズを踏まえ各種機関の提供する支援メニューをコーディネートする。
- 4 **東京ジョブコーチ支援事業（(財)東京しごと財団への補助事業）の拡充** (190百万円)
企業に出向いて職場定着支援を行うジョブコーチの定員の増加、統括コーディネーターの配置を通じて支援を拡大するとともに、フローアップ研修等の実施を通じて、支援水準の向上を図る。
 - ・東京ジョブコーチ定員 60名
 - ・統括コーディネーターの配置 3名
 - ・職場定着支援件数(目標) 480件
- 5 **総合コーディネート事業（(財)東京しごと財団への補助事業）の拡充** (30百万円)
企業合同説明会や相談会、普及啓発セミナー等に加え、障害者就活セミナー、職場体験実習開拓・紹介事業、障害者雇用企業等情報ネットワーク構築事業を実施し、障害者の一般就労の拡大を図る。
- 6 **企業等への訪問による障害者雇用普及啓発事業(緊急雇用創出事業)** (21百万円)
従業員56人～1000人未満の企業を個別に訪問し、様々な障害者雇用支援メニューを紹介し障害者雇用の普及啓発に努める。
- 7 **東京障害者職業能力開発校における訓練の推進** (127百万円)
訓練規模：260名
- 8 **一般校における障害者職業能力開発訓練の推進** (51百万円)
知的障害者向け科目の一般校展開
- 9 **障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充** (186百万円)
実施定員850名

【2】福祉保健局

- 1 東京都障害者就労支援協議会による連携強化 (7百万円)
経済団体、企業、労働・福祉・教育関係機関、就労支援事業所、学識経験者等で構成する「障害者就労支援協議会」を通じて関係機関の連携を強化しつつ、社会全体で障害者雇用の拡大に取り組む意識を広げていく。
- 2 雇用にチャレンジ事業の推進 (28百万円)
知的障害者、精神障害者の雇用機会拡大を図るため、都庁におけるチャレンジ雇用（臨時職員雇用）を推進する。
・雇用期間 6ヶ月 ・雇用人数 2回実施で25名（都庁全体32名）
- 3 就労支援体制レベルアップ事業 (1百万円)
区市町村障害者就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員等を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識・情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行う。
- 4 区市町村障害者就労支援事業の充実（一部障害者施策推進区市町村包括補助事業）
職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する「区市町村障害者就労支援事業」を実施し、身近な地域での相談・支援体制を強化する。
- 5 障害者職場実習ステップアップモデル事業 (7百万円)
福祉施設を利用している障害者の職場実習の体験を通じて、一般就労への取組を進める。また、体験発表会を通じて、一般就労への意識の啓発を図る。
- 6 離職障害者職場実習事業 (6百万円)
離職した障害者を支援するため、企業を離職した障害者が法定雇用率未達成の中小企業で短期間の実習等を行い、中小企業における障害者の雇用を促進する。
- 7 作業所等経営ネットワーク支援事業の推進（障害者施策推進区市町村包括補助事業）
障害者の工賃アップを目指して、区市町村が地域の複数の作業所をネットワーク化し、共同受注などの活動に取り組むことを支援する。
- 8 工賃アップセミナー事業 (2百万円)
工賃アップを実現した事業所の成功事例を紹介し、対象事業所職員の意識改革を図るとともに、優れた製品を選定した即売会を実施することで一般都民も含め広く授産製品に触れる機会を提供し、事業所の工賃アップへの主体的な取組の促進する。
- 9 経営コンサルタント派遣等事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業)
区市町村が意欲ある事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費及び工賃アップへの取組に事業所で必要な経費を補助する。
- 10 障害者支援施設等における若年障害者雇用促進事業（新規）（30百万円）
若年障害者を障害者施設が利用者処遇や事務・施設内清掃業務に雇用した場合、受入に係る経費の一部を補助する。
- 11 精神科医療機関就労支援研修事業（新規）（12百万円）
就労支援機関が、精神科医療機関を対象に、就職活動に関する知識や方法を知ってもらうための研修を行う。

1 知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の設置

職業的自立に向けた専門的な教育を行うことを目的として、インターンシップの導入や民間企業等からの技術講師の導入などにより実践的な職業技術の習得を図り、生徒全員の一般企業への就労を目指す新しいタイプの高等部を設置する。

永福学園	平成 19 年 4 月開校
青峰学園	平成 21 年 4 月開校
南大沢学園	平成 22 年 4 月開校
板橋学園（仮称）	平成 25 年 4 月開校（予定）
東部地区学園（仮称）	平成 27 年 4 月開校（予定）

2 民間等を活用した企業開拓 （49百万円）

特別支援学校高等部生徒の企業就労を一層促進するため、民間企業や経済団体等を活用し、現場実習先及び雇用先の開拓等に関する情報収集を行う。

3 特別支援学校における職業教育の充実 （23百万円）

（1）作業学習における検定の実施

生徒の学習に対する意欲の伸長を図るとともに、作業学習を通じてどのような力をどれくらい身につけているかを客観的に測るために検定を実施する。

作業種目：清掃、喫茶サービス、パソコン

（2）特別支援学校技能競技大会の実施

日頃から訓練している成果を互いに競い合うことにより、技能の向上を図るとともに障害者の職業能力に対する理解を深め、障害者の雇用促進を図ることを目的に実施する。

（3）新たな作業学習の開発

知的障害特別支援学校高等部において生徒の能力を最大限に伸長するため、新たな作業学習の開発を行う。

4 理解啓発事業 （1百万円）

（1）企業向けセミナーの開催

特別支援学校における就労への取組み状況を紹介し、インターンシップの受入れ及び就労への協力を求めるために企業向けセミナーを実施する。

（2）保護者向けセミナーの開催

特別支援学校に在籍する児童・生徒の保護者に対して、将来における自立と社会参加について理解を深めるために保護者向けセミナーを実施する。